

近畿地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

令和5年1月1日～経営事項審査の変更について

近畿地方整備局管内7府県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	経営事項審査の手引き該当ページ	変更内容
W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（その他の審査項目（社会性等）項番51～53関係）	<手引き資料編> P資-15	○「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、 最大5点として評価（取得している認定のうち最も配点の高いものを評価）
W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（その他の審査項目（社会性等）項番54関係） ※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用	<手引き> P23	審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合に加点
W7 建設機械の保有状況（その他の審査項目（社会性等）項番64関係）	<手引き> P19 P20	加点対象建設機械の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） ・締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） ・解体用機械 （ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機） ・高所作業車（作業床の高さ2m以上）
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（その他の審査項目（社会性等）項番65関係）	<手引き資料編> P資-18	エコアクション21の認証を受けている場合に3点加点

◆本件改正に伴う再審査について

再審査受付期限：令和5年4月30日まで

※手数料は必要ありません。